

第4章 ガイドラインの運用と手続きについて

1. ガイドラインの運用と手続きについて

- ・建築物、工作物の新築、改築、増築等にあたっては、以下の3つの手続きが必要となります。

①タウンルール

- ・タウンルールの運用はエリアマネジメント組織が行うこととなります。ルールのお問い合わせ・届出についてはゆめが丘エリアマネジメント協議会のお問い合わせフォームよりご連絡ください。
- ・届出書類は以下のとおりとなります。
「申請書」「チェックシート（流出係数の算定資料を一緒に添付）」「委任状（代理で行う場合）」「位置図」「配置図」「緑化施設平面図（緑化率はここに記載）」「平面図」「立面図（マンセル値はここに記載）」
- ・書類の提出に合わせ審査費用が必要です。

②地区計画

- ・地区計画のルールの運用は横浜市が行うこととなります。お問い合わせ・届出については、横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課（2024年8月現在。今後変更の可能性があります）までお問い合わせください。
- ・届出書類は以下のとおりとなります。
「申請書」「委任状（代理で行う場合）」「位置図」「配置図」「緑化施設平面図（緑化率はここに記載）」「平面図」「立面図」

③建築確認申請

- ・①～②の手順が完了しましたら、建築確認申請を行うこととなります。お問い合わせ・申請については、横浜市建築局建築指導部建築指導課に提出するか、指定確認審査機関に提出するかの2通りあります。お問い合わせ・届出については横浜市か指定確認審査機関の届出先までご連絡ください。
- ・届出の書類は、建物の規模により提出書類が異なりますので事前にご確認ください。主な届出書類は以下のとおりとなります。
「申請書」「委任状（代理で行う場合）」「使用権限を有することを証明する文書」「案内図」「配置図（縮尺1/200以上）」「平面図（縮尺1/200以上）」「断面図（縮尺1/200以上）」「立面図（縮尺1/200以上）」「構造図（縮尺1/100以上）」「求積図（縮尺1/200以上）」「その他必要な図書」

※2024年9月1日に換地処分の公告が行われましたので土地区画整理法第76条第1項の許可申請手続きは不要となりました。

・本ガイドラインの手続きの流れは以下のフロー図となります。

- ①タウンルールの申請手続き
- ②地区計画の申請手続き
- ③建築確認申請の手続き（①～②が完了した後）

